

宍粟市教育委員会規則第 4 号

宍粟市立幼稚園の通園区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月14日

宍粟市教育長 西 岡 章 寿

宍粟市立幼稚園の通園区域に関する規則の一部を改正する規則

宍粟市立幼稚園の通園区域に関する規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

神戸幼稚園	神戸小学校の通学区域
染河内幼稚園	染河内小学校の通学区域
下三方幼稚園（休園のため三方幼稚園へ）	旧下三方小学校の通学区域
三方幼稚園	一宮北小学校の通学区域（旧下三方小学校及び旧繁盛小学校の通学区域を除く。）
繁盛幼稚園（休園のため三方幼稚園へ）	旧繁盛小学校の通学区域

」

を

「

神戸幼稚園	はりま一宮小学校の通学区域（旧染河内小学校の通学区域を除く。）
染河内幼稚園（休園のため神戸幼稚園へ）	旧染河内小学校の通学区域
三方幼稚園	一宮北小学校の通学区域

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。